

ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

★余市町社会福祉事業費の一部として

- ・青友会 一金11,700円
(青友会ダンスパーティー益金として)

★図書館図書購入費の一部として

- ・余市演歌クラブ 一金50,000円
(結成45周年記念チャリティー公演収益金として)

【地域協働推進課からのお知らせ】

町では、統計法に基づく統計調査の調査員をしていただけの方を募集しています。

仕事内容 調査票の配布・収集・調査書類の点検と提出

応募資格 調査員事務を遂行できる20歳以上の健康な方

登録方法 申請書に必要な事項を記入のうえ、地域協働推進課まで提出してください。

※申請書は地域協働推進課もしくは町ホームページで入手できます。

詳しくは地域協働推進課にお問い合わせください。

申込み・問合せ 地域協働推進課 ☎21-2142

北海道労働局からのお知らせ

今年のGWは10連休

休暇を加えて自分流バケーションも

『仕事休もっ化計画』

まずは、ゴールデンウィークからはじめよう！

＜働いている皆さんへ＞

年次有給休暇の取得は、会社に申し出ることが必要です。仕事を計画的に進めると同様に、年次有給休暇についても、職場と調和を図り、計画的に取得しましょう。



＜経営者の皆さんへ＞

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

よいちの人口

平成31年2月28日現在

人口	18,813人 (-41)	●異動の内訳● 転入 44人 転出 65人 出生 4人 死亡 24人
男性	8,703人 (-26)	
女性	10,110人 (-15)	
世帯数	9,898世帯 (-6)	
※カッコ()内の数字は前月比		

平成27年国勢調査(確定値)

人口 19,607人 世帯数 8,769世帯

【税務課からのお知らせ】

4月は滞納整理強化月間です

町では、町税未納の方へ2月25日付で催告書を送付しましたが、納付指定期日を過ぎても未納になっている方が見受けられます。

納め忘れの町税がある場合は至急納付願います

納税相談について

失業や病気など、やむを得ない理由で町税を納期限までに納付することが困難な場合、納付方法について相談を行っています。



生活状況に変化があり、納付が困難になった場合には、放置せず、すぐに税務課納税グループへご相談ください。また、納付書を紛失してしまった場合などもご連絡ください。

町税を滞納してしまうと…

納税者が町税等を納期限までに納税しない状態を「滞納」といいます。滞納した場合、督促状や催告書の送付、自宅への訪問等により納付を促すことになります。

再三の催告にもかかわらず、完納されない場合、財産調査を実施します。財産調査は、金融機関への預貯金調査、勤務先への給与調査などを行います。この調査は、法律の規定に基づき、滞納者本人に事前の了承を得ずに行うことができます。

財産調査後、納税に誠意のない滞納者に対しては、大切な財源を確保するため、預貯金、給与等の財産を差し押さえます。

財産調査から差押え処分までの一連の手続きは法律によって定められており、滞納者の意思に関係なく執行されるものです。

新年度分の町税が発付されます

5月：軽自動車税、固定資産税

6月：町道民税

7月：国民健康保険税

5月から新年度分の町税が発付されます。納期内の納付をお願いします。

問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116